



代理出金機能付信託「つかえて安心」の取扱店舗拡大について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2020年10月19日（月）から香西支店で取扱中の代理出金機能付信託「つかえて安心」の取扱店舗を香川県・岡山県内全店に拡大します。

本商品は、三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 長島 巖、以下「三菱UFJ信託銀行」という）が、お客さまの資産管理ニーズにお応えするため、本邦初の信託商品（特許出願中）として販売開始したもので、信託代理店として取扱うのは、当行が中四国の地域金融機関で初となります。

当行は、今後とも高齢化社会の進展を受けた認知症・介護、相続関連のニーズに応えるべく、商品ラインナップの拡充を図ってまいります。

なお、商品の概要等は別紙をご覧ください。

記

1. 「つかえて安心」の取扱店舗拡大日

2020年12月1日（火）

2. 取扱店舗

香川県・岡山県内営業店全店（出張所、クイックスクエアを除く）

別紙（商品の概要等）

認知症になったときや、体力が低下したとき、こんな困ったことが起こるかもしれません。

お金の計算が、
できなくなってきた



銀行からお金が
引き出せない



入院のため
自分では買い物が
できなくなった



この先も今までと変わることなく、自分らしくお金を使える毎日を送り続けるために、
今だからこそ、きちんと備えはじめられる、新しい方法。
それが、

代理出金機能付信託

つかえて安心

です。

特長 1 あなたの思いを実現する「代理人」を選ぶことができる



契約者さま



代理人さま

ご本人はこれまで通りお金を使うことができます。ただし、認知症になったときや体力が低下したとき
に、ご本人の思いをくんで代わりに支払いを行う「代理人」さまを設定することができます。

※代理人さまは、契約者さまのご資産の払出請求等を行うことができるため、信頼できる方を指定して
ください。なお、代理人さまは、契約者さまのために責任をもって、任務を行う必要があります。

※指定する代理人さまが決まっている場合は、事前に代理人候補者さまにご契約についてご説明いた
だくことをお勧めします。

特長2 「スマートフォンアプリ」でお金を簡単に払い出すことができる



領収書等^(*)を
スマホで撮って
請求するだけ
だから簡単!

毎月20万円までの
定額払い機能あり

必要なお金は、スマートフォンアプリ（以下、アプリという）で簡単に払い出せます。領収書等^(*)を撮影のうえ、アプリ上で請求するだけで手続きは完了。予め指定した口座に振り込みます。来店や郵送での手続き、書類の作成などは必要ありません。

(*) 請求書やレシート、クレジットカードの利用明細等も提出可能です。

領収書等の提出による払出請求や払出請求の取消し、入出金履歴の閲覧、通知の受取等は、本商品専用のアプリでなければできません。なお、契約者さまがスマートフォンをお持ちでない場合、代理人さまだけでアプリをご利用いただくことも可能です。

特長3 払出請求内容や入出金履歴を他の家族も閲覧できる



親族

契約者さま 代理人さま

払出請求があると、設定した口座メンバー^(*)にアプリで通知が行われ、全員にご確認いただけます。払出請求日の翌日から5日間（または2営業日のいずれか長い期間）は「みまもり期間」として払出しは行われず、ご本人か代理人さまが請求を取り消すこともできます。契約者さま・代理人さま（後見人さま）は閲覧者さまをいつでもアプリで招待して増やすことが可能です。

(*) 契約者さま、代理人さま（後見人さま）、閲覧者さまを指します。

代理出金機能付信託「つかえて安心」の概要

契約者さま	個人のお客さま(非居住者の方はお申込みいただけません)	
代理人さま	契約者さまの3親等以内の親族、弁護士、司法書士から1名を契約者さまにご指定いただきます(ご指定がない場合、契約者さまの推定相続人さま全員の合意でご指定可能です) 契約者さまに、後見人さま(契約者さまの未成年後見人、任意後見人、成年後見人または本商品に係る権利の代理権を付与された保佐人もしくは補助人)が選任された場合、代理人さまの任務は終了し、その後の払出請求等は、三菱UFJ信託銀行所定の手続き後、後見人さまが行います	
閲覧者さま	契約者さま、代理人さま、後見人さまが任意にご指定いただけます 範囲や人数に制限はありません	
信託金額	200万円以上(1円単位 上限なし 追加信託可能)	
申込みできる方	契約者さま・後見人さま	
追加信託できる方	契約者さま・代理人さま・後見人さま(1回10万円以上(1円単位)の入金が必要です)	
払出し	アプリでの払出し	アプリで領収書等を撮影のうえ、払出請求内容を入力し、払出請求みまもり期間(*1)経過後、予め指定した口座に払い出します
	定額払い(毎月)	毎月1万円以上～20万円以下の範囲でご指定いただけます(1万円単位) 信託契約日の属する月の翌月から、毎月25日(同日が休業日の場合は翌営業日)に信託金より自動的に引き落とします
信託報酬 (管理手数料) (*2)(*3)	①設定時・追加信託時	信託元本額に応じて、以下の信託報酬をお支払いいただきます <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5,000万円以下の部分：信託金額 × 1.65%(消費税込) ➢ 5,000万円超の部分：信託金額 × 1.10%(消費税込) ※最低報酬金額11万円～最高報酬金額165万円(消費税込) ※追加信託時は、追加信託後の元本(当初信託元本+追加信託元本の合計額)に上記信託報酬率にて再計算を行い、お支払い済みの信託報酬との差額をお支払いいただきます ※信託報酬(消費税前)の千円未満は切捨て
	②信託設定後(月額管理手数料)	528円/月(消費税込) 信託契約日の属する月の翌々月から、毎月15日(同日が休業日の場合は翌営業日)に信託金よりその月の管理手数料を引き落とします ※毎月15日の引落日に信託残高が528円未満の場合、上記手数料を引き落としません ※信託契約の終了時に日割り計算等はいりません
預金保険適用の有無	本商品は預金保険の対象です	
元本補填契約	三菱UFJ信託銀行は、元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補填します	
クーリング・オフ	書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません	

(*1) 払出請求日の翌日から5日間または2営業日のいずれか長い期間

(*2) ご契約後にお支払いいただいた管理手数料は返還しません。ご契約後の追加信託も可能ですので、お客さまのライフプランや今後の本商品のご利用計画等をふまえ適当な申込金額を決定してください。上記手数料は、アプリを利用されていない場合でも契約者さまにお支払いいただきます。

(*3) 管理手数料の他に、信託報酬(運用報酬)として、3月・9月の各25日および信託期間満了時に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金元本により計算される額)等を差し引いた金額がかかります。なお、信託報酬は、代理人さまや閲覧者さまがアプリを利用されても、契約者さまにしかかかりません。

※ 当行は、三菱UFJ信託銀行の信託代理店として、本商品の媒介(提案や申込書の受付等)を行います(契約締結の可否判断および契約締結は、三菱UFJ信託銀行が行います)。

以 上